

速修／上級コース 判定 Check シート

受験経験者の方で、受講コース選択の参考にしていただきたい Check シートです。上級コース受講の際のアドバイスも掲載しています。

■ 簿記論

<あなたはどのタイプ？>

1. 簿記論の本試験を受験したことがある。
→No 2へ
→Yes 3へ
2. 日商簿記1級の受験勉強を経験したことがある。
→No <判定結果> Aタイプ
→Yes <判定結果> Dタイプ
3. 一定の学習時間を確保できる。
→No <判定結果> Aタイプ
→Yes 4へ
4. 昨年度、答練の成績が常に平均点以上であった。
→No <判定結果> Bタイプ
→Yes <判定結果> Cタイプ

< 判定結果 >

▶Aタイプの方 →「速修コース」をおすすめします。

速修コースは4月までに基本事項を身につけるため、インプット中心に講義を進めていきます。なお、学習量が多いため、相応の勉強時間の確保が必要になります。初学者の方または勉強時間に制約がある方は、1科目のみの選択がよいでしょう。

▶Bタイプの方 →「速修コース」をおすすめします。

受験経験者で勉強時間をある程度確保できるあなたは、他の科目と合わせて学習することも可能です。本試験の可否を左右するのは、基本事項のミスです。上級コースは、基本事項が身についていることを前提として講義を進めていきますので、不安のある方は速修コースでじっくり勉強したほうがよいでしょう。

▶Cタイプの方 →「上級コース」をおすすめします。

上級コースは4月までに講義と演習を交互に実施し、インプットとアウトプットを同時に行っていきます。また、本試験の傾向に対応する能力をより早くマスターすることができるカリキュラムとなっております。なお、勉強時間をある程度確保できるあなたは、他の科目と合わせて学習することも可能です。

▶Dタイプの方 → まずは「簿記論突破セミナー」の視聴をおすすめします。

日商簿記1級の受験勉強を経験したことのある方は、会計に関する幅広い知識を持っていますが、簿記論の学習にあたり、数多くの不安を持たれていることと思います。したがって、まずは「簿記論突破セミナー」(TAC動画チャンネルにて配信中 <http://www.tac-school.co.jp/tacchannel/>) を視聴し、その動画に添付されている判定テストの結果を参考にして判断するとよいでしょう。また、13年11月に簿記1級の受験をされた方は「[ロング体験入学](#)」の利用が可能です。

近年、簿記論の試験傾向は大きく変化しており、それに伴い、簿記論の学習論点のボリュームも増加しています。近年の出題内容を分析しますと、基本項目から応用項目まで会計に関する幅広い知識が問われています。なお、1月からのコース選択にあたっては、受験経験の有無や会計知識で判断するのではなく、学習環境や簿記論の習熟度に応じて判断するとよいでしょう。

■ 財務諸表論

＜問 題＞ 次の各設問に答えなさい。

1. 「金融商品に関する会計基準」では、金融資産はすべて時価で評価することを要請している。○か×か？
2. 当期末(平成 26 年 3 月 31 日)に保有する甲社社債(保有目的:その他、償還期日:平成 27 年 3 月 31 日)の貸借対照表の表示科目は何か？
3. 企業会計原則に準拠した発生主義会計において、費用はどのような原則に基づいて認識されるか？
4. 先入先出法は、最も古く取得されたものから順次払出しを行う方法である。○か×か？
5. 次の資料に基づいて、損益計算書に計上される租税公課の金額を求めなさい。当期の負担に属する租税公課の内訳は、(1)所得割 15,000 千円、(2)資本割 3,600 千円、(3)付加価値割 1,400 千円である。
6. 退職給付の性格には諸説あるが、「退職給付に関する会計基準」では賃金の後払いとしての性格を有するものと捉えている。

＜解 答＞

1. × (時価評価を基本としつつも、保有目的に応じた評価を要請している)
2. 有価証券
3. 発生主義の原則と費用収益対応の原則
4. × (そのようにみなして払出原価と期末棚卸資産の価額を算定する方法である)
5. 5,000 千円
6. ○

＜アドバイス＞

上級コースは、受験経験の有無を問わず、財務諸表論の試験を受験するにあたっての基礎が身についている方を対象としています。受講の際には、きちんと基礎が身についているかどうかを判断してください。

基礎がきちんと身につけていない状態で上級コースを受講することは得策ではありません。基礎に不安のある方は、速修コースでの受講をおすすめします。

基礎実力の判定は、上記のチェック問題に基づけば、4問以上の正解が求められます。その他、昨年度に利用したトレーニングの問題が滞ることなくスムーズに解けること、また、理論テキストの各論点のポイントがある程度理解できていることが判断基準となるでしょう。

上級コースでは基礎実力をベースにしたうえで、講義では基本論点の確認及び応用論点のインプットを行い、演習では実際に問題を解き、合格答案作成のためのノウハウの習得等、アウトプットの練習を行います。この講義、演習を通じて応用力の養成を図り、確実な合格を目指すコースが上級コースになります。上記の判断基準に基づき、上級コースを選択される方も開講前に昨年度のテキスト等を一通り見直し、内容の再確認を行っておくとよいでしょう。

■ 法人税法

＜問 題＞ 次の各設問において、該当する項目を選びなさい。

1. 納税義務と課税所得の範囲から、法人税法では内国法人をいくつに区分しているか？

- (1) 2つ (2) 4つ (3) 5つ

2. 棚卸資産の期末評価方法の法定評価方法は次のうちどれか？

- (1) 最終仕入原価法 (2) 移動平均法 (3) 最終仕入原価法による原価法

3. 平成 19 年 4 月 1 日以後に取得した無形減価償却資産の償却可能限度額はいくらか？

- (1) 取得価額に相当する金額
(2) 取得価額の 95%に相当する金額
(3) 取得価額から 1 円を控除した金額に相当する金額

4. 次の税務調整項目のうち、社外流出項目に該当するものはどれか？

- (1) 損金に計上した延滞税の損金不算入
(2) 貸倒引当金繰入超過額の損金不算入
(3) 減価償却超過額の損金不算入

5. 耐用年数が 7 年の資産について計上した特別償却準備金の取崩期間は次のうちのどれか？

- (1) 48 月 (2) 60 月 (3) 84 月

6. 次の規定のうち、期末資本金額 1 億円以下の普通法人(期末資本金額 5 億円以上である法人との間に当該法人による完全支配関係がある)が適用を受ける可能性のある規定はどれか？

- (1) 交際費の損金不算入額の計算における定額控除限度額
(2) 欠損金の繰戻し還付
(3) 特定同族会社の特別税率

＜解 答＞

1. (3) 2. (3) 3. (1) 4. (1) 5. (2) 6. (3)
-

＜アドバイス＞

4 問以上正解された方は、「上級コース」をおすすめします。上級コースは、講義で基本論点の復習、応用論点の学習を行い、本番さながらの緊張感のもと実施される演習でその確認を行います。近年の法人税法の本試験では、規定の内容を正確に把握するための「思考力」と、問題の意図を読み取る「読解力」が必要とされ、さらに実際の答案作成では、結論に至るまでの思考プロセスを表現する「応用力」が必要となります。

上級コースは、演習問題を毎週実施することによって、問題に慣れるとともに、最近の本試験で必要とされる「思考力」「読解力」及び「応用力」を養うことを目的としたコースです。また、受験後、法人税法の学習から離れていた方も、上級テキストで忘れていた論点を確認しながら、演習問題で実力を伸ばすことが可能です。基本論点の内容をある程度マスターできている方は、上級コースで本試験問題を読み解く力をつけ、確実に合格を目指してはいかがでしょうか？

法人税法の学習から 1 年以上離れていた方、判定問題で 4 問正解できなかった方は、速修コースがおすすめです。近年の本試験では、上述の「思考力」「読解力」「応用力」が必要とされますが、論点自体は基本項目から出題されます。まずは焦らずに速修コースで基礎力を固め、直前期からこれら 3 つの力を磨くことにより本試験での合格を勝ち取りましょう。

■ 所得税法

＜問 題＞ 次の各設問について○×で答えなさい。

1. 外貨預金に係る為替差益は利子所得である。
2. 持株割合 3%未満の上場会社から受ける配当金は、金額に関係なく確定申告をしないことができる。
3. 店舗の取得に際して支払った登記費用(登録免許税や司法書士に支払う報酬)は、店舗の取得価額に算入しなければならない。
4. 店舗を保険の目的とする損害保険契約が満期になったことにより保険会社から受ける満期返戻金は、一時所得である。
5. 店舗にトラックが突入し、業務を休止せざるを得なくなった者が、加害者から受ける収益補償金は課税されない。
6. 貸倒引当金の設定は、白色申告者であっても一定の要件を満たせばすることができる。
7. 3年前に来日し、以後日本に住所を定める外国人が平成 26 年に課税される所得は、国内源泉所得のみである。
8. その年 8 月 10 日に出国する者は、その年において予定納税をする必要はない。

＜解 答＞

1. × 雑所得で課税される。
2. ○
3. × 必要経費に算入される。
4. ○
5. × 収入金額に代わる性格のものであるため、事業所得とされる。
6. ○
7. × 国内源泉所得だけでなく、国外源泉所得についても、国内で支払われ又は国内に送金されたものは課税される。
8. ×

＜アドバイス＞

内容的には基礎的な事項が中心でしたので、6～7 個程度は正解したいところです。したがって、上級コース選択の条件は、ズバリ 6 個以上となります！ 逆に 3～4 個しか正解できなかった方は速修コースを選択されることをおすすめします。

「上級コース」というと何か特別なように聞こえますが、所得税法では、もう一度基礎に戻って、より本質的に所得税を理解できるようカリキュラムを組んでいます。全 30 回の講義の中で、15 回を講義(インプット)、残りの 15 回を演習(アウトプット)というように効果的にアウトプットトレーニングも積んでいけるため、問題を解くテクニックも自然に身につけることができます。ただし、インプットは 1 回あたりの量が多く非常にタイトな時間設定になりますので、ある程度の基礎力は必要になります！

また、近年の本試験は、非常に実務的な色彩の濃い問題が出題されますので、単に規定を説明するだけでなく実務的な要素も取り入れた効果的な講義を行います！ アウトプットの回には、理論を 2 題書いていただきますので、理論の暗記はしっかり計画を立てて遅れてしまわないように気をつけてください。理論の暗記が遅れますと演習を休みがちになり、上級コースのメリットを活かすことができなくなってしまいます。皆勤目指して頑張りましょう！

■ 相続税法

<問 題>

1. 法定相続人の数に算入する被相続人の養子の数の算入制限の影響を受ける規定は？
2. 被相続人の葬式費用を負担した場合に債務控除の適用があるのは相続人のみである。
3. 宅地の評価単位は、1筆ごとである。
4. 被相続人の居住用宅地を被相続人の配偶者が相続により取得し、その後、譲渡している場合の小規模宅地等の特例の減額割合は？
5. 相続又は遺贈により財産を取得した者が小規模宅地等の特例を選択した場合には、絶対に特定計画山林の特例を使うことはできない。
6. 課税時期に市場価格がない公社債の課税時期の市場価格は、課税時期の前日以前の市場価格から採ることとなり、課税時期の翌日以後の市場価格を採ることは絶対にない。
7. 被相続人の配偶者が取得した遺産が法定相続分相当額を超える場合においても、配偶者は相続税を支払う必要がない場合がある。
8. 相続税の延納の利子税の率は、全部で6つある。
9. 相続税の延納と贈与税の延納の相違点はいくつあるか？

<解 答>

1. 保険金及び退職金の非課税、相続税の総額
2. ×
3. ×
4. 80%
5. ×
6. ○
7. ○
8. ○
9. 3つ

<アドバイス>

上級コースでは、授業の奇数回において「講義」、偶数回において「演習」というように、「講義」と「演習」を交互に実施していきます。講義については、15 回で受験に必要なすべての論点を網羅する必要がありますので、受験生の多くが間違えをしないような論点については解説を省略し、受験生が苦手とする論点や本試験において間違えやすい論点を重点的に解説していくことになります。ですから、受験経験者であっても基本論点に不安のある方は上級コースを選択された場合に、自分にとって本当に必要な情報を得ることができないこともあるかと思います。速修コースを選択したほうがよいという場合もありますので、判定問題で基礎力の確認を行ってみてください。具体的には 7 個以上の正解が上級コース選択の条件となります。

演習については、理論が基本的に2題ずつ出題されますので、講義における解説をふまえて理解をしたうえで演習の予告にしたがって確実に暗記をしていただくことにより、直前期における応用理論の学習にもスムーズに入っていくことができるでしょう。

計算についても、自分のインプットした論点をどのようにアウトプットすればよいのか、または、どのように解答すれば効率よく解答できるのか等を考えながら練習を行うことにより、本試験で通用する解答作成能力を養っていきます。近年の本試験では、出題の難易度が上がっている部分もありますが、上級コースのカリキュラムをしっかりと消化していけば合格レベルに達することができますので安心して受講してください。

消費税法

<問 題>

1. 国内取引の「課税の対象」の4要件は？
2. 家賃の支払いはすべて非課税取引となる？
3. ハワイに所在する土地の譲渡は課税資産の譲渡等となる？
4. 棚卸資産を低額譲渡した場合の課税標準額に算入すべき金額は？
5. 仕入税額控除(原則課税)の適用要件(手続要件)は？
6. 個別対応方式の計算上、販売用の土地の造成費用は税額控除できる？
7. 課税売上割合が著しく変動した場合とは？
8. 課税事業者が簡易課税制度の適用を受けるための要件は？

<解 答>

1. (1)国内において (2)事業者が事業として (3)対価を得て行う (4)資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供
2. × 貸付期間が1月以上の居住用の家賃のみが非課税取引に該当する。
3. ○ 国内取引にはならないが、課税資産の譲渡等には該当する。
4. 通常の販売価額
5. 帳簿及び請求書等の保存
6. × その他の資産の譲渡等によりのみ要する課税仕入れであるため、税額控除できない。
7. 次のいずれも満たす場合をいう。 1.変動率 $\geq 50\%$ 2.変動差 $\geq 5\%$
8. (1)前期末までに選択届出書の提出あり (2)基準期間における課税売上高 $\leq 5,000$ 万円

<アドバイス>

1. 6個以上クリアした人…上級コース。ただし、(1)の設問を間違えた人は速修コース
2. 1以外の人…速修コース

判定結果はあくまでも目安です。本試験からブランクがある人にとっては難しかったかもしれませんね。6個以上クリアできなかった人であっても年内のうちに基礎力を固めておけば上級コースを受講することは可能です。ぜひ、このチェック問題をきっかけに計算問題の総復習をしてください。さて、満足な判定結果だった人は以下の点に注意しながら上級コースを受講しましょう。

1. 講義の回はそのテーマの概要を確認してから臨むこと。さらに、該当する理論を一読してから講義に臨めればベスト。
2. トレーニングによる日頃の鍛錬をおろそかにしないこと。基礎固めが重要です。
3. 演習にて予告される3題くらいの理論の暗記を進めていくこと。結果、4月までに計24題程度の理論を暗記できるのでこのペースを守るように心がけること。
4. 上級演習は制限時間よりも早く終わらせるように心がけること、本試験は時間との勝負です。

本試験の当日まで「合格するぞ！」という強い気持ちを持ち続けていってください。日々の努力は必ず実を結びますよ。一緒に頑張っていきましょう。

■ 酒税法

＜問 題＞ 次の酒類の品目を答えなさい。

1. 米、米こうじ及び水を原料として発酵させてこした酒類(アルコール分 15 度、エキス分 9 度)。
2. 麦芽 800kg、ホップ 20kg、麦こうじ 300kg 及び水を原料として発酵させた酒類(アルコール分 5 度、エキス分 3 度、発泡性あり)。
3. 麦芽及び水を原料として発酵させたアルコール含有物を単式蒸留機で蒸留(留出時のアルコール分 60 度)して水を加えた酒類(アルコール分 40 度、エキス分 0.3 度)。
4. 果実及び水を原料として発酵させた酒類(アルコール分 15 度、エキス分 7 度)。
5. ブランデー500ℓ(アルコール分 40 度)にスピリッツ 500ℓ(アルコール分 40 度)を加えた酒類 1,000ℓ(アルコール分 40 度、エキス分 0.4 度)。
6. 粉末酒を炭酸水で溶解した酒類(アルコール分 15 度、エキス分 8 度)。

＜解 答＞

1. 清酒
 2. 発泡酒
 3. ウィスキー
 4. 果実酒
 5. ブランデー
 6. リキュール
-

＜アドバイス＞

酒税法上級コースは、9 月開講レギュラーコースの受講生の方と第 63 回の本試験受験経験者の方を対象としたコースです。受験経験者の方は 5 ヶ月間のブランクを埋めるべく、また、9 月開講レギュラーコースの方は、同コースの総復習をし、さらにその実力に磨きをかけるべく、理論は納税義務の成立、計算は税率の計算からスタートします。

上級コースでは、講義を演習の 2 形式の授業を行っていきます。具体的な授業の進め方としては、レギュラーコースの講義の 2 回分相当の内容を講義の回 1 回分で学習していき、次の演習の回で本試験形式の制限時間 2 時間の問題を解いてもらうことにより、講義の回の理解度及び暗記度をチェックしていきます。このように上級コースは、講義と演習の回がうまくリンクすることにより、合格を確実なものにしていく内容となっています。

したがって、講義の 1 回分のボリュームが相当なものになりますし、また、演習の回に向けた理論暗記及び総合計算問題の練習が必須課題となりますので、上級コースを受講するにあたっては、受験に必要な範囲を一通り学習し終えていることが条件となります。ちなみに、今回の判定問題は、酒類の判定に限定したものでしたが、いずれも基本的なものでしたので、上級コース選択の条件としては、5 個以上となります。

上級コースは、受講生の皆さんの主体的な学習姿勢が不可欠なコースであり、受講にあたっては、「そんなのわかっている」という意識は絶対に捨ててください。頭でわかっているような気がしていても、実際に得点として結びつかなければ、何もわかっていないのと同じです。「自信と過信は違う」ということを常に意識して受講するようにしてください。

■ 固定資産税

＜問 題＞ 次の各設問について、○×で答えなさい。

1. 固定資産税の原則的な納税義務者は使用者である。
2. 固定資産税の徴収の方法は申告納付である。
3. 総務大臣指定資産の評価を行うのは道府県知事又は総務大臣である。
4. 一般の固定資産(総務大臣指定資産及び大規模の償却資産以外の固定資産)の不服申立ては市町村長に対して行う。
5. 価格等縦覧帳簿は土地、家屋及び償却資産すべてについて作成される。
6. 前年度と当該年度の間に於いて地目の変換はないが、用途の変更があるものを類似用途変更宅地等という。
7. 新築住宅の減額の適用のための要件は①新築時期②居住部分の割合③床面積である。
8. 区分所有家屋の敷地の用に供されている土地について、用途が複数ある場合に補正が行われる。
9. 区分所有家屋の補正については、①面積②附帯設備の程度③仕上げの程度に差がある場合に行われる。
10. 一般市街化区域農地については、宅地並み課税(課税の適正化措置)が行われる。

＜解 答＞

1. × 原則的な納税義務者は所有者である。
2. × 徴収の方法は普通徴収である。
3. ○
4. × 固定資産評価審査委員会に対して行う。
5. × 土地、家屋についてのみ作成される。
6. × 用途変更宅地等という。
7. ○
8. ○
9. × 面積ではなく、天井の高さに差がある場合である。
10. × 農地として課税が行われる。

＜アドバイス＞

固定資産税の上級コースは、レギュラーコース修了者と受験経験者を対象としたコースです。とは言っても、単にレギュラーコースを修了または受験経験があるだけでは選択はお勧めできません。なぜなら、上級では基本的事項を押さえていることを前提としたうえで、応用的な内容を取扱うためです。したがって、「チェック問題」ならば、**最低でも6個は正解していることが必要になります。**5個以下の場合には、基礎力が不足していると考えられるため、速修コースを選択したほうがよいでしょう。

上級コースでは、講義形式と演習形式の授業を交互に行います。なお、講義では時間が限られているため、レギュラーコースや速修コースのように、基礎的な項目を一から確認はしません。基礎力があることを前提としたうえで、応用的な内容を中心に学習していきます。

理論については、特に過去の本試験を題材とした応用理論対策を、計算については、計算パターンの体系化と本試験では未出題の論点等を取扱っていきます。したがって、受講生の皆さんは基礎的な事項の暗記及び確認と同時に応用的な事項を押さえていくというスタイルで学習を進めることになります。また、演習では、講義で取扱った応用的な内容を含む総合問題を解くことになります。この演習を通じて、講義内容が正しく理解できているか、制限時間内に適切な解答構成ができるスピードがついているかを確認することになります。

この講義形式と演習形式の授業の両方をこなすことができれば極めて合格に近づくことができますので、ぜひ上級コースのペースに合わせて学習を進め、合格を勝ち取ってください。

■ 事業税

<問 題>

1. 法人事業税の分割基準について、その概略を 30 秒以内で「顧客」に答えられるか？
2. 外形標準課税方式が適用される法人の意義について 1 分以内で「顧客」に答えられるか？
3. 法人事業税に係る「更正」と「更正の請求」の違いについて、その概略を 2 分以内で「顧客」に答えられるか？
4. 「法人事業税」と「個人事業税」を比較し、類似点と相違点について、3 分以内で「顧客」に答えられるか？
5. 個人事業税における家族従業者への給与の取扱いについて正確に「受験仲間」に答えられるか？
6. 個人事業税の「第 2 種事業」について、その範囲を正確に「農業経営者」に答えられるか？
7. 法人事業税における外形標準課税方式について納めるべき事業税の区分について、「担当講師」に正確に答えられるか？
8. 国税(法人税や消費税)と地方税(事業税)の学習にあたりギャップを感じたことがあるか？

<解答・アドバイス>

1から7については、上級コースを射程に入れている方であれば、およそ自身で想定された答えが正解と考えて差し支えないでしょう。8について国税と地方税の学習にギャップを感じた方は、相当乱暴な表現となるのですが、今一度「税法」学習の根源に立ち戻ってください。「及び・並びに」や「又は・若しくは」、さらに「みなし規定」の実務的意味合いなどは国税であれ地方税であれ、その基本は同一です。

事業税の上級コースは、レギュラーコース修了者や受験経験者を対象としているコースですが、そのカリキュラムはアウトプットに比重を置いた内容となっています。したがって、講義の回数はレギュラーコースや速修コースのほぼ半分程度であり、過去にレギュラーコースを修了された受講生については各講義の内容をしっかりと学習された方が対象となります。

また、受験経験のある方も 1 月スタートということでブランクとなる期間があったことを意識し受講を検討してください。本コースは、講義と演習を交互に行いますが、講義の回は速修コースのように基礎的な項目を丁寧に解説するのではなく、本試験上重要項目とされる論点を中心に解説することとなりますので、予習が必要となる場合もあるでしょう。講義では過去の本試験の出題傾向を研究するとともに、受験上必要とされる法令や取扱通知なども確認する予定です。演習では、本試験の傾向を考慮し、各講義で確認した論点を中心に理論問題及び計算問題を出題します。特に理論は主として個別理論を出題しますが、直前期にあわてることのないようにこの時期に 1 題でも多く各個別理論を確実におさえてほしいものです。

1 月以降直前期までは、「弱点克服に重きを置く」場合や「全体の精度のアップを図る」など様々な学習計画があることでしょう。上級コースは各受講生の主体性が問われるコースです。したがって本コースを選択される場合には、判定問題を参考にお仕事や学業等を勘案し効率的な計画を立ててください。

■ 住民税

<問 題>

1. 「人的非課税」について、判定順序と適用要件を正確に答えられるか？
2. 所得控除の種類は、所得税・住民税と同じである。○か×か？
3. 「未公開株式に係る少額の配当」は所得税申告不要は住民税課税除外。○か×か？
4. 「退職手当等(源泉有)を有する者」に係る課税団体は一律に賦課期日の住所地とする。○か×か？
5. 「収用等の特別控除」の適用を受けた場合に課税短期・課税長期共に税率軽減も併用される。○か×か？
6. 「山林所得」は所得税と同様に「5分5乗方式」で平成26年度課税する。○か×か？
7. 「平均課税」は、所得税での適用があれば、平成26年度分住民税でも適用有。○か×か？
8. 「個人住民税・税額控除」の種類・控除割合・控除順序を正確に答えられるか？
9. 「調整控除」における「合計課税所得金額」には、課短・課長・課配・課株・課先も含む。○か×か？
10. 「特定配当等」について、所得税・総合課税の場合は住民税も総合課税で、配当割控除。○か×か？

<解 答>

1. (1)県民税・市民税の非課税 (2)所得割の非課税 (3)均等割の非課税
2. × 寄附金は所得税では所得控除、住民税では税額控除。
3. × 総合課税
4. × 支払確定日の属する年の1月1日。
5. × 課長は否、課短は可。
6. ×
7. ×
8. (1)調整 (2)配当 (3)住宅 (4)寄附 (5) 外税 (6)配当割 (7)株割の各控除
9. × 課総・課山・課退のみ
10. ○

<アドバイス>

正解が8個以上の方が上級コースの受講が可能であると言えます。当コースでは4月までの間に講義(各月第1回と第3回)と演習(各月第2回と第4回)を繰り返して学習を進めますので、復習を欠かさずに、毎回の講義内容を確実にマスターしてください。講義1回の欠席は2週間分の遅れになりかねませんので、万一、欠席してしまった場合には、早期にフォローが必要です。

上級コースでは理論解説と計算解説を6:4程度の割合で講義します。計算項目は、「上級ポイントチェック」等を使い、内容確認のうえで暗記をしてください。

- (1) 人的非課税の判定と所得割調整
- (2) 特定配当等及び上場株式等の譲渡に係る課税
- (3) 寄附金税額控除(特例控除)
- (4) 所得割の税率(課短・課長・課配・課株・課先)
- (5) 分離課税に係る所割
- (6) 「調整控除」の計算方法と人的控除の差額
- (7) 給与所得者・年金所得者の徴収方法

ここで一足先にポイントを紹介しましたが、(1)から(7)は理論・計算の両面で重要です。なお、理論面では、「演習出題理論」は必ず暗記をして、その他の理論は、理論マスターを精読してください。合格を目指して一緒に頑張りましょう。

■ 国税徴収法

<問 題>

1. 国税徴収法の主要な目的を3つ述べられるか？
2. 「差押対象財産」の要件を列挙できるか？
3. 「各種財産の差押手続及び効力発生時期」を述べられるか？
4. 「抵当権及び質権の優先」を説明できるか？(根抵当及び根質権を除く。)
5. 「譲渡担保権者の物的納税責任の追及」を説明できるか？
6. 「国税及び地方税等と私債権との競合の調整」(特殊な競合)を図解により判断し、計算過程を述べられるか？
7. 「第二次納税義務の通則的な徴収手続」及び「各種第二次納税義務の態様」を述べることができるか？
8. 「納税の猶予」「換価の猶予」及び「滞納処分の停止」の相違点を説明できるか？
9. 「繰上請求」「保全差押え」「繰上保全差押え」及び「保全担保」のそれぞれを説明できるか？
10. 「交付要求」と「参加差押」の要件、手続及び効力を説明できるか？

<解 答>

1. 「私法秩序との調整」「国民の納税義務の適正な実現」「国税収入の確保」(徴収法 1 条)
2. 財産が①滞納者に帰属していること。②法施行地内に所在すること。③差押禁止財産でないこと。④金銭的価値を有していること。⑤譲渡性等があること。
3. 徴収法 56 条～74 条参照。
4. 徴収法 15 条～17 条参照。
5. 徴収法 24 条参照。
6. 徴収法 26 条参照。
7. 徴収法 32 条～41 条参照。
8. 国通法 46 条及び法 151 条～154 条参照。
9. 「繰上請求」「繰上保全差押え」(国通法 38 条、徴収法 47 条①二)「保全差押え」(徴収法 159 条)「保全担保」(徴収法 158 条)
10. 徴収法 82 条～88 条参照。

<アドバイス>

7問以上正解された方は、上級コースを選択してもよいでしょう。一方、6問以下の正解だった方は速修コースを選択したほうがよいと思います。上級コースは、講義形式と演習形式の授業を交互に行います。したがって、授業はレギュラーコースや速修コースのように、基本事項を一つ一つ解説していくのではなく、基本事項は確認程度に留め、各論点(例示計算含む)を横断的に捉えてマクロ的な視点から解説をしていきます。

また、過去問にできるだけ当たるようにし、問題文の読み取り方やその読み取りに必要な前提知識を説明していきます。その際、多くの法律や経済などの話が出てきます。できるだけ、これらの知識を吸収するように心がけましょう。何故なら本試験では、間接的に役立つことが多いからです。民法等については、民法だけでなく商法や会社法等についても積極的に説明していきます。今までの内容をしっかりと復習し、講義に臨んでください。演習形式の授業については、問題文を正しく読解できているか、解答項目漏れはないか等を確認していきます。

上級コースは本試験合格への最短距離となる講座です。基礎力のある方はぜひこのコースを選択し、初挑戦であるいは捲土重来を期して合格を勝ち取ってほしいと思います。共に頑張りましょう！